

変 更 案	現 行
農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想 令和 <u>7</u> 年 ● 月 大 熊 町	農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想 令和 <u>5</u> 年 <u>9</u> 月 大 熊 町

目 次	目 次
第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・ 1 1	第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・ 1 1
大熊町の位置、気候及び農業の現状・・・・・・・・・・ 1	大熊町の位置、気候及び農業の現状・・・・・・・・・・ 1
2 農業構造の変化・・・・・・・・・・ 1	2 農業構造の変化・・・・・・・・・・ 1
3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向・・・・・・・・ 1	3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向・・・・・・・・ 1
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する	第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・ 4	営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・ 4
1 営農類型・・・・・・・・・・ 4	1 営農類型・・・・・・・・・・ 4
2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標・・・・・・・・ 4	2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標・・・・・・・・ 4
第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの	第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの
新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・ 7	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・ 7
第 3 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項・・・・・・・・ 7	第 3 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項・・・・・・・・ 7
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・ 7	1 農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・ 7
2 町が主体的に行う取組・・・・・・・・・・ 8	2 町が主体的に行う取組・・・・・・・・・・ 8
3 関係機関との連携・役割分担の考え方・・・・・・・・・・ 8	3 関係機関との連携・役割分担の考え方・・・・・・・・・・ 8
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供・・・・・・・・ 8	4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供・・・・・・・・ 8
第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標
その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・ 9	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・ 9
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標・・・・・・・・ 9	1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標・・・・・・・・ 9
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・ 9	2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・ 9
第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・ 1 0	第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・ 1 0
1 第 1 8 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準	1 第 1 8 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準
その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項・・・・・・・・ 1 0	その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項・・・・・・・・ 1 0
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・・・・・・ 1 1	その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・・・・・・ 1 1
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う	3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う
農作業の実施の促進に関する事項等・・・・・・・・・・ 1 3	農作業の実施の促進に関する事項等・・・・・・・・・・ 1 3
4 利用権設定等促進事業に関する事項・・・・・・・・・・ 1 4	4 利用権設定等促進事業に関する事項・・・・・・・・・・ 1 4
5 農業経営の改善を図るために必要な農作業従事者の養成及び確保の促進に関する事項・・・・・・・・ 1 8	5 農業経営の改善を図るために必要な農作業従事者の養成及び確保の促進に関する事項・・・・・・・・ 1 8
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項・・・・・・・・ 1 9	6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項・・・・・・・・ 1 9
7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項・・・・・・・・ 1 9	7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項・・・・・・・・ 1 9
第 6 その他・・・・・・・・・・ 2 0	第 6 その他・・・・・・・・・・ 2 0
	別紙 1（第 5 の 4（1）⑥関係）・・・・・・・・・・ 2 1
	別紙 2（第 5 の 4（2）関係）・・・・・・・・・・ 2 2

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1 大熊町の位置、気候及び農業の現状

本町は、福島県の浜通り地方のほぼ中央に位置し、東は太平洋に面し、西は阿武隈山地を有する、東西15.4km、南北6.7km、総面積78.7km²の町である。気候は東日本型海洋性の比較的温暖な自然条件に恵まれた地域で、水稻を主体として果樹、畜産、野菜等を複合とした農業経営が中心となっていたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波被害及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により、町内全域が警戒区域に指定され、全町民が避難を余儀なくされた。農地や農業施設等も被災し、放射性物質の拡散により全てが汚染され、町内の営農活動は全面的に中断された。こうした中、本町は「大熊町復興計画」（第1次～第3次）及び「特定復興再生拠点区域復興計画」に基づき全町挙げて復旧復興事業に取り組み、令和4年6月に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現した。

農業分野においても、農地除染と除染後の農地保全管理、水路等農業施設の復旧を進めるとともに「大熊町営農再開ビジョン」（令和４年３月）を策定し、今後の 営農再開面積の拡大に向けて、各種事業の推進、施策の展開を進めているが、原発事故による全町避難から１４年が経過する中、担い手の確保、農地の集積・集約化、農業生産基盤の再整備など、課題が山積している。

2 農業構造の変化

昭和４０年代から、東京電力株式会社福島第１原子力発電所の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業化により、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足と遊休農地の拡大が進んでいた。原発事故により、町内の営農活動は全面的に中断されたが、その後、中屋敷、大川原地区で避難指示が解除され令和４年度から営農再開となった。加えて、特定復興再生拠点区域でも避難指示が解除され、令和７年度から営農再開されている。しかし、農業者及び町民帰還が少ない状況の中で、 高齢化、避難による離農のほか、風評による販売環境の悪化や放射性物質に係る影響（除染による地力低下、耕作できないことによる荒廃等） もあり、営農環境の整備及び農業経営体（担い手）の減少・不足は最も深刻な問題となっている。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

このような地域の農業構造の現状及び見通しのもとに原発事故から、農業再生を図り、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね１０年後）の農業経営目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業者等を育成することとする。

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標

具体的な経営の指標は、本町及び周辺市町村において、優良な経営事例を踏まえつつ、農業を主業とする農業者が、他産業従事者とそん色ない生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり460万円以上、1個別経営体当たり590万円以上（主たる従事者1人＋補助従事者1人）以上）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1800時間程度）の水準を実現できるものとする。また、新たに農業経営を営もうとする青年等の経営の指標は、これに準ずる年間労働時間（主たる従事者1人当たり1800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（上に示す効率のかつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得280万円程度、1個別経営体あたり360万円程度）を目標とする。これらの

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1 大熊町の位置、気候及び農業の現状

本町は、福島県の浜通り地方のほぼ中央に位置し、東は太平洋に面し、西は阿武隈山地を有する、東西15.4km、南北6.7km、総面積78.7km²の町である。気候は東日本型海洋性の比較的温暖な自然条件に恵まれた地域で、水稻を主体として果樹、畜産、野菜等を複合とした農業経営が中心となっていたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波被害及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により、町内全域が警戒区域に指定され、全町民が避難を余儀なくされた。農地や農業施設等も被災し、放射性物質の拡散により全てが汚染され、町内の営農活動は全面的に中断された。こうした中、本町は「大熊町復興計画」（第1次～第2次）及び「特定復興再生拠点区域復興計画」に基づき全町挙げて復旧復興事業に取り組み、令和4年6月に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現した。

農業分野においても、農地除染と除染後の農地保全管理、水路等農業施設の復旧を進めるとともに「大熊町営農再開ビジョン」（令和４年３月）を策定し、令和７年度の営農再開に向けて、各種事業の推進、施策の展開を図ることとしているが、原発事故による全町避難から１２年が経過する中、担い手の確保、農地の集積・集約化、農業生産基盤の再整備など、課題が山積している。

2 農業構造の変化

昭和40年代から、東京電力株式会社福島第1原子力発電所の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業化により、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足と遊休農地の拡大が進んでいた。原発事故により、町内の営農活動は全面的に中断されたが、その後、中屋敷、大川原地区で避難指示が解除され令和4年度から営農再開となった。

しかし、農業者及び町民帰還が少ない状況の中で、担い手の不足、高齢化、避難による離農のほか、風評による販売環境の悪化や放射性物質に係る（除染による地力低下、耕作できないことによる荒廃）影響もあり、営農環境の整備及び農業経営体（担い手）の減少・不足は最も深刻な問題となっている。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

このような地域の農業構造の現状及び見通しのもとに原発事故から、農業再生を図り、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね１０年後）の農業経営目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業者等を育成することとする。

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標

具体的な経営の指標は、本町及び周辺市町村において、優良な経営事例を踏まえつつ、農業を主業とする農業者が、他産業従事者とそん色ない生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり460万円以上、1個別経営体当たり590万円以上（主たる従事者1人＋補助従事者1人）以上）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1900時間程度）の水準を実現できるものとする。また、新たに農業経営を営もうとする青年等の経営の指標は、これに準ずる年間労働時間（主たる従事者1人当たり1900時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（上に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得280万円程度、1個別経営体あたり360万円程度）を目標とする。これらの

農業経営が本町の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

(2) 担い手の考え方

農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、地域の話合いに基づき策定した地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の実現に向けて、計画の見直しを推進するとともに、将来にわたり地域の中心となる経営体として位置付けられる担い手の確保を図る。

個別の担い手については、認定農業者（法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）や認定新規就農者（法14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）等の確保・育成を基本とし、個別担い手の確保が困難な場合においては、農作業受託組織や集落営農組織、さらにJA出資型農業法人や農業参入企業等の地域の実情に応じた多様な担い手を育成する。

また、農作業受委託組織等の任意組織については、集落での話合いと経理の一元化を進め、集落営農組織に育成するとともに、法人化を推進する。農用地の維持管理方法等に関して集落内での合意形成が整ったものについては、特定農業団体や特定農業法人への移行を図る。

(3) 目的達成のための推進方向

ア 認定農業者の育成

地域における話合いに基づいた地域計画の策定により将来の農地利用の姿を明確にし、認定農業者等の担い手への農用地の利用集積・集約化を加速するほか、農地整備事業の活用によるほ場の大区画化やスマート農業等の先進技術の導入を推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。

イ 法人化の推進

企業的経営管理の実施や就業条件の整備、経営継承等の支援と併せて、法人化を促し、新規就農者（雇用就農）の受け皿ともなる経営体を育成する。

農業生産組織については、経営の効率化を図りながら、構成員の意向や経営の実態に応じて法人化へ誘導する。

ウ 新規就農者等の確保・育成

新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標	備考
2人／年	

町内で行う営農に対しての理解促進や就農情報の発信を進めるとともに、多様な就農希望者にきめ細かに対応し、円滑に就農できるよう支援を行う。

また、新規就農者等の定着を図るため、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については相双農林事務所双葉農業普及所や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等と連携し、地域の中心となる経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

本町においては、年間2人の当該青年等の確保、現在の雇用就農の受け皿となる法人の年間1増加を目標とする。

なお、新規就農者の定義は年間150日以上農業に従事する青年（45歳未満の青年及び45歳以上65歳未満の特定の知識・技能を有する中高年齢者）とし、他産業を定年退職後に就農した者を除く

農業経営が本町の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

(2) 担い手の考え方

農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、地域の話合いに基づき_____地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の策定及び_____見直しを推進し_____、将来にわたり地域の中心となる経営体として位置づけられる担い手の確保を図る。

個別の担い手については、認定農業者（法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）や認定新規就農者（法14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）等の確保・育成を基本とし、個別担い手の確保が困難な場合においては、農作業受託組織や集落営農組織、さらにJA出資型農業法人や農業参入企業等の地域の実情に応じた多様な担い手を育成する。

また、農作業受委託組織等の任意組織については、集落での話合いと経理の一元化を進め、集落営農組織に育成するとともに、法人化を推進する。農用地の維持管理方法等に関して集落内での合意形成が整ったものについては、特定農業団体や特定農業法人への移行を図る。

(3) 目的達成のための推進方向

ア 認定農業者の育成

地域における話合いに基づいた地域計画の策定により担い手_____を明確にし、認定農業者等の担い手への農地_____集積_____を加速するほか、農地整備事業の活用によるほ場の大区画化やスマート農業等の先進技術の導入を推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。

イ 法人化の推進

企業的経営管理の実施や就業条件の整備を支援し、経営の円滑な継承や法人化を促すとともに新規就農者（雇用就農）の受け皿と__なる経営体を育成する。

____生産組織については、経営の効率化を図りながら、構成員の_____経営の実態_____に応じて法人化へ誘導する。

ウ 新規就農者等の確保・育成

新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標	備考
2人／年	

町内で行う営農に対しての理解促進や就農情報の発信を進めるとともに、多様な就農希望者にきめ細かに対応し、円滑に就農できるよう支援を行う。

また、新規就農者等の定着を図るため、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については相双農林事務所双葉農業普及所や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等と連携し、地域の中心となる経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

本町においては、年間2人の当該青年等の確保、現在の雇用就農の受け皿となる法人の年間1増加を目標とする。

なお、新規就農者の定義は年間150日以上農業に従事する青年（45歳未満の青年及び45歳以上65歳未満の特定の知識・技能を有する中高年齢者）とし、他産業を定年退職後に就農した者を除く

こととする。 エ 企業の農業参入<u>の推進</u> <u>企業等に対する支援策や農地等の情報提供や相談対応、参入後の経営発展等を支援するとともに、認定農業者への誘導等により地域に根ざした営農活動を促進する。</u> オ 集落営農の推進 <u>地域の合意に基づき、担い手を中心に、小規模な農業者、高齢農業者等の多様な経営体等が、農用地、農業用水等の農業生産の基盤となる資源の維持管理や補助労働力の提供等の役割を発揮できる持続的な営農システムの構築を支援する。</u> カ 女性農業者の経営参画促進 町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。 キ 土地利用型農業経営の推進 土地利用型農業経営については、農用地の面的集積による規模拡大や分散錯ほの解消に向けた<u>農用地</u>の集約を進めるとともに、地域の条件に合った適地適作を基本とする品種や栽培方法の組み合わせを<u>推進する</u>。 また、<u>スマート農業技術</u>や低コスト化のための技術の開発・普及及び基盤整備事業等を連動させながら推進する。さらに、経営所得安定対策等を積極的に活用しながら、主食用米と飼料用米、加工用米、ホールクroppサイレージ用稲（以下「WC S用稲」という。）等の非主食用米や麦、大豆、そば、飼料作物、園芸作物等の生産を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。 ク 集約型農業経営の推進 集約型農業経営については、地域の条件に応じて、野菜、果樹、花き、菌茸、工芸作物等の導入及び生産拡大のための機械化や施設化による生産基盤の整備<u>を一層 推進する</u>。さらに、労働負担軽減のための省力生産技術の開発・普及及び安定的な雇用確保に資する地域の労働力補完システムの確立等を推進する。 ケ 持続可能な畜産経営の推進 畜産経営については、経営規模の拡大、生産性の向上、耕種農家等との連携を含めた生産基盤の拡大による低コスト化、優良家畜の導入による生産性向上、家畜排せつ物の循環利用等により、持続可能な畜産経営の実現を図る。 コ 地域産業6次化の推進 農村資源と人材・技術を生かしつつ、<u>第2次・第3次産業</u>などの地域他産業分野と連携しながら、農産物等の付加価値向上を図る地域産業の6次化を推進し、農業者の所得向上と地域の雇用確保による地域経済の活性化を図る。 サ 環境と共生する農業の推進 <u>福島県環境負荷低減事業活動実施計画の認定（みどり認定）（以下「みどり認定」という。）を取</u>	こととする。 エ 企業の農業参入_____ <u>持続的かつ安定的に発展する地域農業の確立を図るため、農業を担う者として、企業の農業参入の支援を行う</u>_____。 オ 集落営農の推進 _____ <u>営農再開が進んできた地域では、集落営農を推進し、担い手や将来の営農に関して話し合いに基づいた地域計画策定と並行し、営農再開に取り組む担い手等による管理耕作など、担い手の確保と農地集積の基礎となる取組を促進する。</u> カ 女性農業者の経営参画促進 町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。 キ 土地利用型農業経営の推進 土地利用型農業経営については、農用地の面的集積による規模拡大や分散錯ほの解消に向けた<u>農地</u>集約を進めるとともに、地域の条件に合った適地適作を基本とする品種や栽培方法の組み合わせを<u>図る</u>_____。 また、_____低コスト化のための技術の開発・普及及び基盤整備事業等を連動させながら推進する。さらに、経営所得安定対策等を積極的に活用しながら、主食用米と飼料用米、加工用米、ホールクroppサイレージ用稲（以下「WC S用稲」という。）等の非主食用米や麦、大豆、そば、飼料作物、園芸作物等の生産を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。 ク 集約型農業経営の推進 集約型農業経営については、地域の条件に応じて、野菜、果樹、花き、菌茸、工芸作物等の導入及び生産拡大のための機械化や施設化による生産基盤の整備<u>について推進を図る</u>。さらに、労働負担軽減のための省力生産技術の開発・普及及び安定的な雇用確保に資する地域の労働力補完システムの確立等を推進する。 ケ 持続可能な畜産経営の推進 畜産経営については、経営規模の拡大、生産性の向上、耕種農家等との連携を含めた生産基盤の拡大による低コスト化、優良家畜の導入による生産性向上、家畜排せつ物の循環利用等により、持続可能な畜産経営の実現を図る。 コ 地域産業6次化の推進 農村資源と人材・技術を生かしつつ、<u>2次・3次産業</u>などの地域他産業分野と連携しながら、農産物等の付加価値向上を図る地域産業の6次化を推進し、農業者の所得向上と地域の雇用確保による地域経済の活性化を図る。 サ 環境と共生する農業の推進 <u>地域の有機性資源の循環利用を基礎とした</u>
---	--

得し、環境負荷低減事業活動に取り組む農業者の育成や有機栽培、特別栽培等の環境と共生する農業を推進する。 シ　G A Pの推進 持続可能な農業経営を確立するため、食品安全、環境保全、労働安全等に配慮したG A Pの認証取得に向けた取組を推進する。 第2　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 既に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型を以下のとおり示す。 1　営農類型 <table><tr><th>No.</th><th>営農類型</th><th>経営規模</th><th>生産方式</th></tr><tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">水稻</td><td>水稻3 0 ha_____ <u>(直播、移植)</u></td><td>主食用米・飼料用米 大規模乾燥調製施設利用</td></tr><tr><td>水稻3 0 ha_____ <u>(直播、移植)</u></td><td>(W C S用稲)</td></tr><tr><td>水稻（乾田直播）3 0 ha</td><td>非食用米（新市場開拓米）</td></tr><tr><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">畑作物</td><td>麦2 0 ha_____ </td><td>機械化一貫体系・業務用（大麦/小麦/オーツ麦）</td></tr><tr><td>大豆2 0 ha_____ </td><td>機械化一貫体系・業務用（里のほほえみ）</td></tr><tr><td>そば2 0 ha_____ </td><td>機械化一貫体系・業務用（会津のかおり）</td></tr><tr><td>3</td><td>野菜</td><td>甘藷（移植）1 0 ha 生姜（移植）　5 ha ネギ（移植）1 0 ha タマネギ（移植） かぼちゃ（移植） ブロッコリー1 0 ha</td><td>機械化一貫体系・業務用</td></tr><tr><td rowspan="3">4</td><td rowspan="3">果樹</td><td>ブドウ0．1 ha</td><td>ハウス栽培・根域制限栽培 （シャインマスカット・ピオーネ・あづましずく）</td></tr><tr><td>日本なし2 ha</td><td>ジョイント栽培（豊水・あきづき・甘太）</td></tr><tr><td>キウイフルーツ2 ha</td><td>棚仕立て栽培（紅妃・イエロークイーン・香緑）</td></tr><tr><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">花き</td><td>トルコギキョウ0．1 ha</td><td>ハウス栽培（切り花）</td></tr><tr><td>桺・ユーカリ1 ha</td><td>露地栽培（切り枝）</td></tr></table>				No.	営農類型	経営規模	生産方式	1	水稻	水稻3 0 ha_____ <u>(直播、移植)</u>	主食用米・飼料用米 大規模乾燥調製施設利用	水稻3 0 ha_____ <u>(直播、移植)</u>	(W C S用稲)	水稻（乾田直播）3 0 ha	非食用米（新市場開拓米）	2	畑作物	麦2 0 ha_____ 	機械化一貫体系・業務用（大麦/小麦/オーツ麦）	大豆2 0 ha_____ 	機械化一貫体系・業務用（里のほほえみ）	そば2 0 ha_____ 	機械化一貫体系・業務用（会津のかおり）	3	野菜	甘藷（移植）1 0 ha 生姜（移植）　5 ha ネギ（移植）1 0 ha タマネギ（移植） かぼちゃ（移植） ブロッコリー1 0 ha	機械化一貫体系・業務用	4	果樹	ブドウ0．1 ha	ハウス栽培・根域制限栽培 （シャインマスカット・ピオーネ・あづましずく）	日本なし2 ha	ジョイント栽培（豊水・あきづき・甘太）	キウイフルーツ2 ha	棚仕立て栽培（紅妃・イエロークイーン・香緑）	5	花き	トルコギキョウ0．1 ha	ハウス栽培（切り花）	桺・ユーカリ1 ha	露地栽培（切り枝）	_____ 有機栽培、特別栽培等の環境と共生する農業を推進する。 シ　G A Pの推進 持続可能な農業経営を確立するため、食品安全、環境保全、労働安全等に配慮したG A Pの認証取得に向けた取組を推進する。 第2　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 既に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型を以下のとおり示す。 1　営農類型 <table><tr><th>No.</th><th>営農類型</th><th>経営規模</th><th>生産方式</th></tr><tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">水稻</td><td>水稻3 0 ha <u>(直播)</u> _____ 水稻3 0 ha <u>(直播)</u> _____ 水稻（乾田直播）3 0 ha</td><td>主食用米・飼料用米 大規模乾燥調製施設利用 (W C S用稲) 非食用米（新市場開拓米）</td></tr><tr><td>麦2 0 ha <u>(直播)</u> </td><td>機械化一貫体系・業務用（大麦/小麦/オーツ麦）</td></tr><tr><td>大豆2 0 ha <u>(直播)</u> </td><td>機械化一貫体系・業務用（里のほほえみ）</td></tr><tr><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">畑作物</td><td>そば2 0 ha <u>(直播)</u> </td><td>機械化一貫体系・業務用（会津のかおり）</td></tr><tr><td>甘藷（移植）1 0 ha 生姜（移植）　5 ha ネギ（移植）1 0 ha タマネギ（移植） かぼちゃ（移植） ブロッコリー1 0 ha</td><td>機械化一貫体系・業務用</td></tr><tr><td>ブドウ0．1 ha</td><td>ハウス栽培・根域制限栽培 （シャインマスカット・ピオーネ・あづましずく）</td></tr><tr><td rowspan="3">4</td><td rowspan="3">果樹</td><td>日本なし2 ha</td><td>ジョイント栽培（豊水・あきづき・甘太）</td></tr><tr><td>キウイフルーツ2 ha</td><td>棚仕立て栽培（紅妃・イエロークイーン・香緑）</td></tr><tr><td>トルコギキョウ0．1 ha</td><td>ハウス栽培（切り花）</td></tr><tr><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">花き</td><td>桺・ユーカリ1 ha</td><td>露地栽培（切り枝）</td></tr></table>				No.	営農類型	経営規模	生産方式	1	水稻	水稻3 0 ha <u>(直播)</u> _____ 水稻3 0 ha <u>(直播)</u> _____ 水稻（乾田直播）3 0 ha	主食用米・飼料用米 大規模乾燥調製施設利用 (W C S用稲) 非食用米（新市場開拓米）	麦2 0 ha <u>(直播)</u> 	機械化一貫体系・業務用（大麦/小麦/オーツ麦）	大豆2 0 ha <u>(直播)</u> 	機械化一貫体系・業務用（里のほほえみ）	2	畑作物	そば2 0 ha <u>(直播)</u> 	機械化一貫体系・業務用（会津のかおり）	甘藷（移植）1 0 ha 生姜（移植）　5 ha ネギ（移植）1 0 ha タマネギ（移植） かぼちゃ（移植） ブロッコリー1 0 ha	機械化一貫体系・業務用	ブドウ0．1 ha	ハウス栽培・根域制限栽培 （シャインマスカット・ピオーネ・あづましずく）	4	果樹	日本なし2 ha	ジョイント栽培（豊水・あきづき・甘太）	キウイフルーツ2 ha	棚仕立て栽培（紅妃・イエロークイーン・香緑）	トルコギキョウ0．1 ha	ハウス栽培（切り花）	5	花き	桺・ユーカリ1 ha	露地栽培（切り枝）
No.	営農類型	経営規模	生産方式																																																																										
1	水稻	水稻3 0 ha_____ <u>(直播、移植)</u>	主食用米・飼料用米 大規模乾燥調製施設利用																																																																										
		水稻3 0 ha_____ <u>(直播、移植)</u>	(W C S用稲)																																																																										
		水稻（乾田直播）3 0 ha	非食用米（新市場開拓米）																																																																										
2	畑作物	麦2 0 ha_____ 	機械化一貫体系・業務用（大麦/小麦/オーツ麦）																																																																										
		大豆2 0 ha_____ 	機械化一貫体系・業務用（里のほほえみ）																																																																										
		そば2 0 ha_____ 	機械化一貫体系・業務用（会津のかおり）																																																																										
3	野菜	甘藷（移植）1 0 ha 生姜（移植）　5 ha ネギ（移植）1 0 ha タマネギ（移植） かぼちゃ（移植） ブロッコリー1 0 ha	機械化一貫体系・業務用																																																																										
4	果樹	ブドウ0．1 ha	ハウス栽培・根域制限栽培 （シャインマスカット・ピオーネ・あづましずく）																																																																										
		日本なし2 ha	ジョイント栽培（豊水・あきづき・甘太）																																																																										
		キウイフルーツ2 ha	棚仕立て栽培（紅妃・イエロークイーン・香緑）																																																																										
5	花き	トルコギキョウ0．1 ha	ハウス栽培（切り花）																																																																										
		桺・ユーカリ1 ha	露地栽培（切り枝）																																																																										
No.	営農類型	経営規模	生産方式																																																																										
1	水稻	水稻3 0 ha <u>(直播)</u> _____ 水稻3 0 ha <u>(直播)</u> _____ 水稻（乾田直播）3 0 ha	主食用米・飼料用米 大規模乾燥調製施設利用 (W C S用稲) 非食用米（新市場開拓米）																																																																										
		麦2 0 ha <u>(直播)</u> 	機械化一貫体系・業務用（大麦/小麦/オーツ麦）																																																																										
		大豆2 0 ha <u>(直播)</u> 	機械化一貫体系・業務用（里のほほえみ）																																																																										
2	畑作物	そば2 0 ha <u>(直播)</u> 	機械化一貫体系・業務用（会津のかおり）																																																																										
		甘藷（移植）1 0 ha 生姜（移植）　5 ha ネギ（移植）1 0 ha タマネギ（移植） かぼちゃ（移植） ブロッコリー1 0 ha	機械化一貫体系・業務用																																																																										
		ブドウ0．1 ha	ハウス栽培・根域制限栽培 （シャインマスカット・ピオーネ・あづましずく）																																																																										
4	果樹	日本なし2 ha	ジョイント栽培（豊水・あきづき・甘太）																																																																										
		キウイフルーツ2 ha	棚仕立て栽培（紅妃・イエロークイーン・香緑）																																																																										
		トルコギキョウ0．1 ha	ハウス栽培（切り花）																																																																										
5	花き	桺・ユーカリ1 ha	露地栽培（切り枝）																																																																										

2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標		2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標	
生産方式	(1) 指標達成のための技術等 ア 水稲 (ア) 生産の合理化を<u>図る</u>ため、担い手への農用地の利用集積<u>及び集約化</u>による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、農作業受委託、他作物との複合経営化等を進める。 また、直播栽培等の省力・低コスト生産技術や、<u>自動走行トラクター等スマート農業機械</u>の先端技術の導入を進める。 (イ) 高品質・良食味米を安定生産するため、<u>可変施肥機等スマート農業機械</u>や、<u>気候変動(温暖化)に対応するための</u>地域条件に適した品種<u>の導入及び品種構成の見直しを行い、作期分散を進める</u>。 また、ライスセンター等基幹施設の整備及び利用を推進する。 (ウ) 売れる米づくりを進めるため、主食用米<u>については</u>、用途別需要等に応じた品種構成とする。 (エ) <u>経営の安定化を図るため、備蓄米のほか</u>加工用米、飼料用米、WC S用稲、新市場開拓米等の非主食用米<u>を組み合わせた生産に取り組む</u>。 イ 大豆・そば・麦類 (ア) 実需者が求める品質とロットを確保するため、ほ場の団地化及び栽培管理等の機械化による大規模化を進める。 (イ) 安定した収量・品質を確保するため、<u>堆肥等を活用した土づくりに取り組む</u>とともに、特に水田作では排水対策を徹底する<u>ほか、ほ場の団地化、ブロックローテーションの導入及び栽培管理の機械化を進める</u>。 ウ 野菜 (ア) 規模拡大を進めるため、購入苗や共同選果場、雇用労力の活用を進める。また、新規参入事業者等への支援を拡充する。 (イ) 高品質安定生産及び出荷期間拡大のため、新たな農業技術（施設やICTの活用）の導入を図り、作業効率を增高させるとともに品質、収量の安定化を進める。 (ウ) 加工・業務用野菜<u>については、省力化を図るため</u>、移植・防除・収穫運搬作業等の機械化一貫体系の<u>導入を進め、需要動向を的確に捉えて生産に取り組むとともに</u>、土地利用型野菜の導入を<u>進める</u>。 エ 果樹 (ア) ぶどうの大粒種では、パイプハウスの活用により根域制限栽培技術の導入等で早期成圃化を図る。 (イ) 日本なしでは、性フェロモン剤及び天敵等の利用により、環境と共生する農業に取り組む。 (ウ) 栽培の省力化、高品質安定生産、規模拡大を図るため、低樹高栽培、日本なしではV字ジョイント栽培技術による早期成圃化の効率化を進めるとともに、人工受粉のための受粉機、訪花昆虫等の導入を進める。 (エ) 経営規模の拡大<u>を図るため</u>、雇用労力の確保や<u>農用地の</u>	生産方式	(1) 指標達成のための技術等 ア 水稲 (ア) 生産の合理化を<u>進める</u>ため、担い手への農用地の利用集積による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、農作業受委託、他作物との複合経営化等を進める。 また、直播栽培等の省力・低コスト生産技術や、<u>ICT等</u>の先端技術の導入を進める。 (イ) 高品質・良食味米を安定生産するため、<u>ICT等の先端技術</u>や、<u>地域条件に適した品種を導入する</u>。 また、ライスセンター等基幹施設の整備及び利用を推進する。 (ウ) 売れる米づくりを進めるため、主食用米<u>の需要動向を的確にとらえ</u>、用途別需要等に応じた品種構成とする<u>とともに、需要に即した多様な米づくりを進める</u>。 (エ) 加工用米、飼料用米、WC S用稲、新市場開拓米等の非主食用米<u>の生産による水田利用を拡大し、水田作経営の安定化を図る</u>。 イ 大豆・そば・麦類 (ア) 実需者が求める品質とロットを確保するため、ほ場の団地化及び栽培管理等の機械化による大規模化を進める。 (イ) 安定した収量・品質を確保するため、<u>適地品種の導入や土づくりを実施する</u>とともに、特に水田作では排水対策を徹底する。 ウ 野菜 (ア) <u>個別経営体の規模拡大や大規模経営体の育成</u>を進めるため、購入苗や共同選果場、雇用労力の活用を進める。また、新規参入事業者等への支援を拡充する。 (イ) 高品質安定生産及び出荷期間拡大のため、新たな農業技術（施設やICTの活用）の導入を図り、作業効率を增高させるとともに品質、収量の安定化を進める。 (ウ) 加工・業務用野菜<u>の需要動向を的確に捉え</u>、移植・防除・収穫運搬作業等の機械化一貫体系の<u>構築により</u>、土地利用型野菜の導入を<u>図る</u>。 エ 果樹 (ア) ぶどうの大粒種では、パイプハウスの活用により根域制限栽培技術の導入等で早期成圃化を図る。 (イ) 日本なしでは、性フェロモン剤及び天敵等の利用により、環境と共生する農業に取り組む。 (ウ) 栽培の省力化、高品質安定生産、規模拡大を図るため、低樹高栽培、日本なしではV字ジョイント栽培技術による早期成圃化の効率化を進めるとともに、人工受粉のための受粉機、訪花昆虫等の導入を進める。 (エ) <u>担い手の</u>経営規模の拡大<u>に向けて</u>、雇用労力の確保<u>を支援するとともに、農地の</u>

	<u>利用</u> <u>集積・集約を進める</u>。 (オ) 自然災害や重要病害虫<u>による被害</u>を防ぐため、防風ネットや防霜ファン、多目的防災網の導入を進める。 オ 花き・花木 (ア) <u>規模拡大を進めるために</u>大規模園芸施設の整備<u>や多品目栽培、</u> 作型の分化による労力分散を図<u>る</u>。 (イ) 需要に応じた生産を進めるため <u>電照等による開花調節技術や高温対策技術の導入を進める</u>。 (ウ) 定植機や選花機等の導入による省力化を推進<u>するとともに、</u>かん水設備の導入や <u>I C Tを活用した環境測定等の</u>省力高品質生産のための新たな生産システムの導入等を進める。 カ 畜産 (ア) 飼養管理技術の改善及び経営内繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産体制の構築を進める。 (イ) <u>飼料生産の効率化を図るため、</u>土地の利用集積や遊休農地の活用を積極的に進めるとともに、高性能機械の導入やコントラクターの活用<u>を進める</u>。 (ウ) <u>経営安定化及び飼料自給率の向上を図るため、</u>飼料用米、稲W C Sの活用<u>など耕畜連携を進める</u>。 (エ) <u>有機性資源の循環利用を図るため、</u>良質なたい肥生産に努め、たい肥供給者リスト等を活用した耕種農家との連携によるたい肥利活用を促進し、有機性資源の循環を<u>進める</u>。 キ 菌茸 (ア) きくらげ・しめじの栽培においては、品種の特性に応じた温湿度管理を行い、発生の安定に努める。 (イ) <u>経営規模に即した品種の選定によるコスト低減と収益性の向上を進めるとともに、自働化、機械化による省力化を進めることで、経営の安定化を図る</u>。 ク 共通 (ア) 複合経営については、<u>労働力に応じた</u>計画的な作目・作型の組合せを進め、作業の平準化を図る。 (イ) 野菜・花きについては、地域の特性を活かした作目選定を行うとともに、施設化を進める。<u>。</u> (ウ) 化学農薬・化学肥料の削減や地域<u>における</u>有機性資源の循環利用<u>等を進め、</u>環境と共生する農業<u>の実践に努める</u>。特にすべての営農者に対してG A P取得など生産管理と労働安全が確立できるよう取組を進める。 (エ) <u>放射性セシウムの基準値を超過した食品の流通を回避するため、緊急時モニタリング等により</u>放射性物質濃度<u>を把握するとともに、放射性物質の吸収抑制対策を実施</u> <u>する</u>。 (2) ほ場の大区画化、農用地の集積・集約及び規模拡大 ア 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を進める <u>とともに、収益性向上に向けた</u>	
	<u>有効活用と集積</u> <u>を推進する</u>。 (オ) 自然災害や重要病害虫 <u>を防ぐため、防風ネットや防霜ファン、多目的防災網の導入を進める。</u> オ 花き・花木 (ア) <u>生産拡大に向けて、</u>大規模園芸施設の整備<u>を支援するとともに、品目の複合化や</u> 作型の分化による労力分散を図<u>り、規模拡大を促進する</u>。 (イ) 需要に応じた生産を進めるため <u>計画生産・出荷が可能となる</u>電照等による開花調節技術や高温対策技術の導入を<u>促進する</u>。 (ウ) 定植機や選花機等の導入による省力化を推進<u>し、さらには、</u>かん水設備の導入や<u>農業クラウド等の</u> I C Tを活用した <u>省力高品質生産のための新たな生産システムの導入等を進める。</u> カ 畜産 (ア) 飼養管理技術の改善及び経営内繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産体制の構築を進める。 (イ) <u>土地の利用集積や遊休農地の活用を積極的に進めるとともに、高性能機械の導入やコントラクターの活用による飼料生産の効率化を図る</u>。 (ウ) <u>耕畜連携のもと</u>飼料用米、稲W C Sの活用<u>による経営安定化及び飼料自給率の向上を図る</u>。 (エ) <u>良質なたい肥生産に努め、たい肥供給者リスト等</u> <u>を活用した耕種農家との連携によるたい肥利活用を促進し、有機性資源の循環を図る</u>。 キ 菌茸 (ア) きくらげ・しめじの栽培においては、品種の特性に応じた温湿度管理を行い、発生の安定に努める。 (イ) <u>使用品種及び労働力の見直しを行い、無駄のない経営規模、栽培体系の整備を図る</u> <u>。</u> ク 共通 (ア) 複合経営については、 <u>計画的な作目・作型の組合せを進め、作業の平準化を図る。</u> (イ) 野菜・花きについては、地域の特性を活かした作目選定を行うとともに、施設化を進める。<u>また、機械化・共同化により、一層の省力化・低コスト化を図る</u>。 (ウ) 化学農薬・化学肥料の削減や地域 <u>有機性資源の循環利用に努め、</u>環境と共生する農業<u>に取り組む</u>。特にすべての営農者に対してG A P取得など生産管理と労働安全が確立できるよう取組を進める。 (エ) <u>放射性物質の吸収抑制対策の実施や農産物の</u> <u>放射性物質濃度の把握等により、放射性セシウムの基準値を超過した食品の流通を回避する</u>。 (2) ほ場の大区画化、農用地の集積・集約及び規模拡大 ア 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を進める <u>。</u>	

	<u>汎用化を進める。</u> イ <u>地域計画の実現に向けて、</u>農地中間管理事業の活用 _____ 等により、農用地の利用集積・集約や経営の規模拡大を図る。 ウ <u>省力化・効率化や収量・品質の向上に向けて、</u>ロボット技術やＩＣＴの活用<u>を進める</u> _____。				_____。 イ _____ 農地中間管理事業の活用<u>や土地利用調整</u>等により、農用地の利用集積・集約や経営の規模拡大を図る。 ウ _____ ロボット技術やＩＣＴの活用<u>により省力化を図る。</u>
経営管理の方法	(１) 簿記記帳<u>及び青色申告</u>を実施し、経営の把握・管理を行うとともに、<u>その結果を踏まえて、</u>経営の合理化を進める。 _____ (２) 経営の分析に基づく改善計画を立て、その実践<u>を進める。</u> (３) 家族経営に<u>おいては、財務、生産面など経営管理</u>を強化するとともに、<u>家族経営協定を締結するなど、経営体内の役割分担を明確にする。また、必要に応じて法人化を進める。</u> 生産組織については、経営の高度化・効率化を図り、<u>経営実態等に応じて、</u>法人化を進める。 _____ (４) _____ 積極的にＧＡＰ__ 認証<u>の取得</u>に取り組み、食品安全、労働安全、環境保全等に配慮した経営の実践<u>に努める</u> _____。 (５) <u>各種支援制度等の活用や、経営研修会等への積極的な参加により、経営管理能力の向上を図る</u> _____。 (６) <u>自然災害等の様々な農業経営のリスクに備えるため、収入保険など各種保険制度への加入に努める。</u> _____	経営管理の方法	(１) 簿記記帳 _____ を実施し、経営の把握・管理を行うとともに、 _____ 経営の合理化を進める。<u>また、青色申告を実施できるよう関係機関とともに指導を進める。</u> (２) 経営の分析に基づく改善計画を立て、その実践<u>にあたる。</u> (３) 家族経営に<u>ついては、</u> _____ 経営 _____ を充実強化し、<u>また、</u> _____ 生産組織については、経営の高度化・効率化を図り、 _____ 法人化を進める。 <u>(４) 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割を明確にする。</u> (５) <u>経営体に対しては、</u>積極的にＧＡＰ<u>の認証</u>__ 取得に取り組み、食品安全、労働安全、環境保全等に配慮した経営の実践<u>を推進する。</u> (６) <u>経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等への積極的な参加を促すとともに、各種支援制度等の情報提供に努める。</u> <u>(７) 小規模な農業経営、生きがい農業を行う高齢農業者等と農用地や労働力について、相互にメリットが享受できるよう支援する。また、ＣＳＡなどの活用のための取組を進める。</u>		
農業従事の様態	(１) 個別経営体 ア 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定を締結し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。 イ 快適な労働環境づくりを進めるとともに、農__業機械等<u>を取り扱う際には</u> _____ 農作業事故の防止に努める。 ウ 計画的な作業と雇用者の確保等により、適正<u>な労力の配分</u>に努め、<u>過重労働を回避する。</u> エ 畜産営等では、ヘルパー制度を活用し、他産業並みの休日を確保する。 (２) 組織経営体 ア <u>雇用就農者等人材の確保と定着を図るため、</u>賃金、就業時間等の就業規則・雇用契約の作成、各種保険制度等の活用、トイレや休憩室の完備、作業衣の支給など、<u>労働環境の整備に努める。</u> <u>イ</u> 効率的な農作業の<u>実施に向けて、</u>雇用__の安定__確保<u>と的確な人員配置が重要であり、そのための生産計画、求人に向けた雇用計画の整備を進める。</u>	農業従事の様態	(１) 個別経営体 ア 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定を締結し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。 イ 快適な労働環境づくりを進めるとともに、農作業機械等の取扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。 ウ 計画的な作業と雇用者の確保等により、適正 _____ に努める。 エ 畜産営等では、ヘルパー制度を活用し、他産業並みの休日を確保する。 (２) 組織経営体 ア _____ 賃金、就業時間等の就業規則・雇用契約の作成、各種保険制度等の活用、トイレや休憩室の完備、作業衣の支給など、 _____ 整備する。 _____ ウ 効率的な農作業の<u>ための労働設計</u>や雇用<u>者</u>の安定<u>的</u>確保 _____ のための情報を整備<u>する。</u>		

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 第1に示した_____目標達成を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の経営の指標は、第2で定めるものと準ずるものである。ただし、経営開始当初は、農用地の段階的取得や農業用機械の共同利用により、経営安定に向けた取り組みをすすめることが望ましい。 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保・育成に関する事項 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方 農業が魅力的な職業として若者に選択され、将来にわたり農業が地域の基幹産業として持続的に発展していくよう、他産業並みの所得を安定的に確保する意欲ある担い手を育成するとともに、次代の農業を担う新規就農者など農業を担う者を幅広く、安定的に確保・育成していく必要がある。 (1) 個別の担い手については、認定農業者や認定新規就農者等の確保・育成を基本とし、効率的かつ安定的な経営を実現できるよう重点的に支援を行う。また、_____担い手となる集落営農組織、さらに<u>は</u>農作業受託組織やJ A出資型法人、<u>参入企業</u>など多様な経営体を育成する。 (2) 次代の農業を担う新規就農者については、農業の魅力や就農支援のPR <u>を行うとともに、農業経営・就農支援センター等</u>、就農相談の実施、農業法人等での研修<u>及び</u>マッチング等を実施し、県内外から就農者を確保する。 また、<u>農業短期大学校や農業高校との連携を進め、経営管理や技術習得のための教育・研修制度の充実を図るとともに、自営就農者については、県、市町村等の関係機関</u>でサポートする体制づくり、<u>雇用就農者については、他法人雇用者との交流等</u>_____を進め、円滑な就農と定着を促進し、地域のリーダーとして活躍する農業者を育成する。 (3) <u>担い手のさらなる発展に向けて、</u>_____意欲的な農業者や集落営農組織の法人化を促進し、農地中間管理事業を活用した農<u>用</u>地の集積・集約を進めるとともに、スマート農業技術等の導入_____を推進する。 (4) 中小<u>規模</u> 経営、兼業農家などの多様な経営体については、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための組織等に対し、集落営農組織への発展や参画を誘導するなど、地域農業を担う者の確保・育成を推進する。 2 町が主体的に行う取組 (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向け、相双農林事務所双葉農業普及所や農業協同組合、農業経営・就農センターなどの関係機関と連携し、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得の向けた機会の提供、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。 また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。 さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の	第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 第1に示した<u>ような</u>目標達成を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の経営の指標は、第2で定めるものと準ずるものである。ただし、経営開始当初は、農用地の段階的取得や農業用機械の共同利用により、経営安定に向けた取り組みをすすめることが望ましい。 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保・育成に関する事項 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方 農業が魅力的な職業として若者に選択され、将来にわたり農業が地域の基幹産業として持続的に発展していくよう、他産業並みの所得を安定的に確保する意欲ある担い手を育成するとともに、次代の農業を担う新規就農者など農業を担う者を幅広く、安定的に確保・育成していく必要がある。 (1) 個別の担い手については、認定農業者や認定新規就農者等の確保・育成を基本とし、効率的かつ安定的な経営を実現できるよう重点的に支援を行う。また、<u>個別の担い手の確保が困難な地域においては、</u>担い手となる集落営農組織、さらに<u>農</u>作業受託組織やJ A出資型法人や参入企業など多様な経営体を育成する。 (2) 次代の農業を担う新規就農者については、農業の魅力や就農支援のPR _____、就農相談の実施、農業法人等での研修<u>や</u> マッチング等を実施し、県内外から就農者を確保する。 また、<u>就農希望者や就農間もない農業者等を地域全体</u>_____でサポートする体制づくりを進めるとともに、経営管理や技術習得のための研修制度の充実を図り、円滑な就農と定着を促進し、地域のリーダーとして活躍する農業者を育成する。 (3) <u>地域をけん引する発展的な経営体の育成については、</u>意欲的な農業者や集落営農組織の法人化を促進し、農地中間管理事業を活用した農<u>用</u>地の集積・集約を進めるとともに、スマート農業技術等の導入<u>による効率化や安定的な雇用を確保するための労働力補完システムの確立</u>を推進する。 (4) 中小<u>・家族</u>経営、兼業農家などの多様な経営体については、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための組織等に対し、集落営農組織への発展や参画を誘導するなど、地域農業を担う者の確保・育成を推進する。 2 町が主体的に行う取組 (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向け、相双農林事務所双葉農業普及所や農業協同組合、農業経営・就農センターなどの関係機関と連携し、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得の向けた機会の提供、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。 また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。 さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の
--	--

措置を講じる。 （２）本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。 ３ 関係機関との連携・役割分担の考え方 本町は、相双農林事務所双葉農業普及所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関、農業経営・就農支援センター、農業振興公社等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。 ① 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。 ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。 ４ 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 本町は、地域農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、相双農林事務所双葉農業普及所及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町の区域内において後継者がいない場合は、相双農林事務所双葉農業普及所及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。	措置を講じる。 （２）本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。 ３ 関係機関との連携・役割分担の考え方 本町は、相双農林事務所双葉農業普及所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関、農業経営・就農支援センター、農業振興公社等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。 ① 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。 ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。 ４ 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 本町は、地域農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、相双農林事務所双葉農業普及所及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町の区域内において後継者がいない場合は、相双農林事務所双葉農業普及所及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。
--	--

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 第2に掲げる農業経営体を地域において育成した場合、これら農業経営体が将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標は、おおむね次に掲げる程度とする。 <table> <tr> <td>効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合及び面的集積の目標</td><td>備 考</td></tr> <tr> <td> 60% なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められていることから、農地中間管理事業を活用しながら、上記面積の割合の目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。 </td><td> 原発事故により一部の地域のみ営農再開していることから、震災前の目標を用いる。 </td></tr> </table> (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合の目標」は、<u>地域における担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農組織）の</u>農用地利用面積（所有面積、借入面積及び<u>特定</u>農作業受託面積<u>の合計面積</u>）の割合の目標である。 (注) 2 目標年次は令和<u>13</u>年度<u>末</u>とする。 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状 本町では、原発事故後、営農を再開している地区については、従来のもも・大豆に加え園芸作物の作付を展開し、農業法人、認定農業者等を中心とした担い手への農地利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。 (2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農地利用の姿 本町では、営農再開に向けた取り組みを進めているが、全町避難により農業従事者の高齢化、営農再開のための資金調達（農業設備等）が困難により営農再開する意思がない農業従事者が増え、経営転換や離農するような農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農用地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化等を図ることによって農用地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。 (3) 将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向けた取組及び関係機関及び関係団体との連携等	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合及び面的集積の目標	備 考	60% なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められていることから、農地中間管理事業を活用しながら、上記面積の割合の目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	原発事故により一部の地域のみ営農再開していることから、震災前の目標を用いる。	第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 第2に掲げる農業経営体を地域において育成した場合、これら農業経営体が将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標は、おおむね次に掲げる程度とする。 <table> <tr> <td>効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合及び面的集積の目標</td><td>備 考</td></tr> <tr> <td> 60% なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められていることから、農地中間管理事業を活用しながら、上記面積の割合の目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。 </td><td> 原発事故により一部の地域のみ営農再開していることから、震災前の目標を用いる。 </td></tr> </table> (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合の目標」は、<u>認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手の地域における</u>農用地利用面積（所有面積、借入面積及び<u>農作業受託面積（ももについては、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀の基幹3作業の全てを受託面積している面積、その他の作物については主な基幹作業を受託している面積。）の合計面積</u>）の割合の目標である。 (注) 2 目標年次は令和<u>11</u>年度<u>末</u>とする。 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状 本町では、原発事故後、営農を再開している地区については、従来のもも・大豆に加え園芸作物の作付を展開し、農業法人、認定農業者等を中心とした担い手への農地利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。 (2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農地利用の姿 本町では、営農再開に向けた取り組みを進めているが、全町避難により農業従事者の高齢化、営農再開のための資金調達（農業設備等）が困難により営農再開する意思がない農業従事者が増え、経営転換や離農するような農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農用地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化等を図ることによって農用地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。 (3) 将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向けた取組及び関係機関及び関係団体との連携等	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合及び面的集積の目標	備 考	60% なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められていることから、農地中間管理事業を活用しながら、上記面積の割合の目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	原発事故により一部の地域のみ営農再開していることから、震災前の目標を用いる。
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合及び面的集積の目標	備 考								
60% なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められていることから、農地中間管理事業を活用しながら、上記面積の割合の目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	原発事故により一部の地域のみ営農再開していることから、震災前の目標を用いる。								
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合及び面的集積の目標	備 考								
60% なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められていることから、農地中間管理事業を活用しながら、上記面積の割合の目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	原発事故により一部の地域のみ営農再開していることから、震災前の目標を用いる。								

将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現を図るため、関係機関等との間で農用地に係る情報の共有化を進めるとともに、本町関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び相双農林事務所等による連携体制のもと、農地に係る情報の共有化を図る。 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 本町は、県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた報告に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開などの特徴を十分踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。 本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業等を行う。 ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項 ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業 ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業 <u>④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の要請・確保を促進する事業</u> <u>⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業</u> <u>⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業</u> これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施することとする。 1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の地域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項 (1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法 ① 協議の場の開催時期 幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定する。 ② 開催に係る情報提供の方法 開催に当たっては、本町広報・ホームページへの掲載に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。 ③ 参加者 本町職員、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、相双農林事務所双葉農業普及所、その他の関係者とする。 ④ 協議すべき事項 協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。 ⑤ 相談窓口の設置 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を<u>農業振興課</u>に設置する。 (2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。 同区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払っ	将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現を図るため、関係機関等との間で農用地に係る情報の共有化を進めるとともに、本町関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び相双農林事務所等による連携体制のもと、農地に係る情報の共有化を図る。 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 本町は、県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた報告に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開などの特徴を十分踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。 本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業等を行う。 ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項 ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業 ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業 <u>④ 利用権設定等促進事業</u> <u>⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の要請・確保を促進する事業</u> <u>⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業</u> <u>⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業</u> これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施することとする。 1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の地域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項 (1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法 ① 協議の場の開催時期 幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定する。 ② 開催に係る情報提供の方法 開催に当たっては、本町広報・ホームページへの掲載に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。 ③ 参加者 本町職員、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、相双農林事務所双葉農業普及所、その他の関係者とする。 ④ 協議すべき事項 協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。 ⑤ 相談窓口の設置 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を<u>産業課</u>に設置する。 (2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。 同区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払っ
--	---

てもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。 (3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項 本町は、地域計画の策定に当たって、相双農林事務所双葉農業普及所、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 (1) 農用地利用改善事業の実施の促進 本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。 (2) 区域の基準 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。 (3) 農用地利用改善事業の内容 農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整に関する措置を推進する。 (4) 農用地利用規程の内容 ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項 イ 農用地利用改善事業の実施区域 ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項 エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項 オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 カ その他必要な事項 ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。 (5) 農用地利用規程の認定 ① （2）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6－1号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。 ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するとき法23条第1項の認定をする。 ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。 イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地	てもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。 (3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項 本町は、地域計画の策定に当たって、相双農林事務所双葉農業普及所、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 (1) 農用地利用改善事業の実施の促進 本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。 (2) 区域の基準 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。 (3) 農用地利用改善事業の内容 農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整に関する措置を推進する。 (4) 農用地利用規程の内容 ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項 イ 農用地利用改善事業の実施区域 ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項 エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項 オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 カ その他必要な事項 ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。 (5) 農用地利用規程の認定 ① （2）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6－1号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。 ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するとき法23条第1項の認定をする。 ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。 イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地
---	---

域計画の達成に資するものであること。 ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。 オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。 ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町のインターネットの利用により公告する。 ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。 (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定 ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。 ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。 ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所 イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標 ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等の申出及び農作業の委託あっせん等の手続きに関する事項 エ 農地中間管理事業の利用に関する事項 ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。 ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。 イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。 ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。 (7) 農用地利用改善団体の勸奨等 ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で	域計画の達成に資するものであること。 ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。 オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。 ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町のインターネットの利用により公告する。 ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。 (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定 ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。 ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。 ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所 イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標 ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等の申出及び農作業の委託あっせん等の手続きに関する事項 エ 農地中間管理事業の利用に関する事項 ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。 ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。 イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。 ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。 (7) 農用地利用改善団体の勸奨等 ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で
---	---

定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。 ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。 ③ 特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。 （８）農用地利用改善事業の指導、援助 ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。 ② 本町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするもの（以下「団体等」という。）が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて、当該団体等の主体性を尊重しながら、その団体等の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。 ３ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等 （１）農作業の受委託の促進 本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。 ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進 イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成 ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための、農作業の受委託の促進の必要性についての普及啓発 エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化 オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進 カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定 （２）農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等 農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。 また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図る。	定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。 ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。 ③ 特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。 （８）農用地利用改善事業の指導、援助 ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。 ② 本町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするもの（以下「団体等」という。）が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて、当該団体等の主体性を尊重しながら、その団体等の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。 ３ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等 （１）農作業の受委託の促進 本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。 ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進 イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成 ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための、農作業の受委託の促進の必要性についての普及啓発 エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化 オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進 カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定 （２）農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等 農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。 また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図る。
--	--

	<u>用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。</u> <u>（１３）農用地利用集積計画の取消し等</u> ① 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。 ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。 イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。 ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。 ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。 イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。 ③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分（（７）の⑦を除く）を本町の掲示場への掲示により公告する。 ④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。 ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構が行う事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。
<u>４</u> 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修や農地中間管理機構の保有農地を利用した実践研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。 また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用を図る。 <u>５</u> 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	<u>５</u> 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修や農地中間管理機構の保有農地を利用した実践研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。 また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用を図る。 <u>６</u> 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3（1）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。 （1）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組 ア 受入環境の整備 農業経営・就農支援センターや相双農林事務所、福島さくら農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、本町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、本町内の農業法人や先進農家等と連携して、インターンシップの受入れを行う。 イ 中長期的な取組 生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。 （2）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組 ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援 本町が主体となって農業総合センター農業短期大学校や相双農林事務所双葉普及所、農業委員、指導農業士、農業協同組合、地元営農組織等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。 イ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導 青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営発展支援事業、経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。 （3）関係機関等の役割分担 各組織が次のとおり役割を分担しながら各種取組を進める。 ・農業経営・就農支援センター（主に（公財）福島県農業振興公社） 就農に向けた情報提供及び就農相談 ・農業総合センター、農業短期大学校等 技術や経営ノウハウについての習得 ・農林事務所、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等 就農後の営農指導等フォローアップ ・農業委員会、農地中間管理機構等 農地の確保支援 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 （1）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 本町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の	第1の3（1）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。 （1）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組 ア 受入環境の整備 農業経営・就農支援センターや相双農林事務所、福島さくら農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、本町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、本町内の農業法人や先進農家等と連携して、インターンシップの受入れを行う。 イ 中長期的な取組 生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。 （2）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組 ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援 本町が主体となって農業総合センター農業短期大学校や相双農林事務所双葉普及所、農業委員、指導農業士、農業協同組合、地元営農組織等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。 イ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導 青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営発展支援事業、経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。 （3）関係機関等の役割分担 各組織が次のとおり役割を分担しながら各種取組を進める。 ・農業経営・就農支援センター（主に（公財）福島県農業振興公社） 就農に向けた情報提供及び就農相談 ・農業総合センター、農業短期大学校等 技術や経営ノウハウについての習得 ・農林事務所、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等 就農後の営農指導等フォローアップ ・農業委員会、農地中間管理機構等 農地の確保支援 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 （1）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 本町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の
--	--

関連施策との連携に配慮するものとする。 ア 農業生産基盤整備の促進を通じて、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の利活用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。 イ 農業構造改善事業等の取組で定着している集落活動を一層強化することによって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう努める。 ウ 水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻と転作を組み合わせた経営の育成を図ることとする。特に集落営農の取組を一層強化し、地域の土地利用の見直しを通じて、農用地の利用集積、連担化により、効率的な作業単位の形成に資するよう努める。 (2) 推進体制等 ① 事業推進体制等 農業委員会、農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、農業経営・就農支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤の強化の促進方策について検討するとともに、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策について、関係者が一体となって推進する。 ② 農業委員会等の協力 農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するよう、農業経営・就農支援センターと相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。 第6 その他 この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。 附則 1 この基本構想は平成13年5月1日から施行する。 2 この基本構想は平成18年8月1日から施行する。 3 この基本構想は平成22年6月9日から施行する。 4 この基本構想は平成26年9月30日から施行する。 5 この基本構想は平成27年11月30日から施行する。 6 この基本構想は令和3年1月26日から施行する。 7 この基本構想は令和5年9月29日から施行する。 8 この基本構想は令和7年●月●●日から施行する。	関連施策との連携に配慮するものとする。 ア 農業生産基盤整備の促進を通じて、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の利活用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。 イ 農業構造改善事業等の取組で定着している集落活動を一層強化することによって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう努める。 ウ 水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻と転作を組み合わせた経営の育成を図ることとする。特に集落営農の取組を一層強化し、地域の土地利用の見直しを通じて、農用地の利用集積、連担化により、効率的な作業単位の形成に資するよう努める。 (2) 推進体制等 ① 事業推進体制等 農業委員会、農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、農業経営・就農支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤の強化の促進方策について検討するとともに、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策について、関係者が一体となって推進する。 ② 農業委員会等の協力 農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するよう、農業経営・就農支援センターと相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。 第6 その他 この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。 附則 1 この基本構想は平成13年5月1日から施行する。 2 この基本構想は平成18年8月1日から施行する。 3 この基本構想は平成22年6月9日から施行する。 4 この基本構想は平成26年9月30日から施行する。 5 この基本構想は平成27年11月30日から施行する。 6 この基本構想は令和3年1月26日から施行する。 7 この基本構想は令和5年9月29日から施行する。 <u>別紙1（5の4（1）⑥関係）</u> <u>次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。</u> <u>（1）独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する場合に限る。）、地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする</u>
---	---

	<u>用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和２７年政令第４４５号）第２条第２項第１号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産振興協会（農地法施行令第２条第２項第３号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）</u> <u>○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合</u> <u>……旧法第１８条第３項第２号イに掲げる事項</u> <u>○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合</u> <u>……その土地を効率的に利用することができると認められること。</u>
	<u>（２）農業協同組合法第７２条の１０第１項第２号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人であるものを除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和５３年法律第３６号）第９３条第２項第２号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）</u> <u>○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</u> <u>……土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。</u> <u>○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</u> <u>……その土地を効率的に利用することができると認められること。</u>
	<u>（３）土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項各号に掲げる事業（同項第６号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和３６年政令第３４６号）第１条第７号若しくは第８号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）</u> <u>○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</u> <u>……その土地を効率的に利用することができると認められること。</u>
	<u>別紙２（第５の４（２）関係）</u> <u>I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合</u>

			①存続期間 (又は残存期間)	1 存続期間は6年(農業者年金制度関連の場合10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年とすることが相当でないと認められる場合には、6年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	
			②借賃の算定基準	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。	
			③借賃の支払方法	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	

			④有益費の償還 1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合其他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。								
			Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合 <table><tr><td> ①存続期間 (又は残存期間) </td><td> I の①に同じ。 </td></tr><tr><td> ②借賃の算定基準 </td><td> 1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。 </td></tr><tr><td> ③借賃の支払方法 </td><td> I の③に同じ。 </td></tr><tr><td> ④有益費の償還 </td><td> I の④に同じ。 </td></tr></table>	①存続期間 (又は残存期間)	I の①に同じ。	②借賃の算定基準	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。	③借賃の支払方法	I の③に同じ。	④有益費の償還	I の④に同じ。
①存続期間 (又は残存期間)	I の①に同じ。										
②借賃の算定基準	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。										
③借賃の支払方法	I の③に同じ。										
④有益費の償還	I の④に同じ。										
			Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合 <table><tr><td> ①存続期間 </td><td> I の①に同じ。 </td></tr></table>	①存続期間	I の①に同じ。						
①存続期間	I の①に同じ。										

			<table><tr><td>②損益の算定基準</td><td> 1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。 </td></tr><tr><td>③損益の決済方法</td><td> Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。 </td></tr><tr><td>④有益費の償還</td><td> Iの④に同じ。 </td></tr></table>	②損益の算定基準	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	③損益の決済方法	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	④有益費の償還	Iの④に同じ。
②損益の算定基準	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。								
③損益の決済方法	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。								
④有益費の償還	Iの④に同じ。								
			IV 所有権の移転を受ける場合 <table><tr><td>①対価の算定基準</td><td> 土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。 </td></tr><tr><td>②対価の支払方法</td><td> 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。 </td></tr><tr><td>③所有権の移転の時期</td><td> 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、同機構及び団体の定めるところによるものとする。 </td></tr></table>	①対価の算定基準	土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	②対価の支払方法	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	③所有権の移転の時期	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、同機構及び団体の定めるところによるものとする。
①対価の算定基準	土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。								
②対価の支払方法	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。								
③所有権の移転の時期	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、同機構及び団体の定めるところによるものとする。								